

平成 23 年度（後期）東京大学学術研究活動等奨励事業（国外）  
大学院総合文化研究科募集要項

1. 趣 旨

東京大学の大学院学生の国外における学会・研究集会での研究発表またはフィールドワーク等（留学の場合を除く）に対し、学術奨励費を支給することにより、大学院学生の研究活動の活性化を図る。

2. 応募資格

申請時及び渡航期間を通じ、本学大学院の正規課程に在学する者。（休学者を除く）  
ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする：  
・国内外を問わず、他から旅費支給等を受給する者  
・本事業の平成23年度(前期)において給付が決定した者

3. 給付する学術奨励費

平成 23 年 1 2 月から平成 24 年 5 月までに渡航して行われる、国外における学会・研究集会での研究発表またはフィールドワーク等に対して、渡航する地域により、別表の額の学術奨励費を給付する。

4. 給付予定者数

若干名

5. 申請手続

学術奨励費の給付を希望する者は、下記の書類を総合文化大学院係に提出する。

(1) 提出書類

- ア 申請書（様式 1） 4 部（原本 1 部及び写 3 部）  
なお、当該学会・調査等の概要を記載した要項等がある場合は、添付すること。  
イ 返信用封筒（長 3 封筒に返信先の住所・宛名を書いた 80 円切手貼付のもの） 1 部

(2) 提出期限

給付区分	渡航期間（出発月）	提出期間
後期	平成 23 年 1 2 月～平成 24 年 5 月	平成 23 年 8 月 15 日（月）～ 平成 23 年 8 月 26 日（金）

※ 8 月 23 日（火）は総合文化大学院係窓口休止のため、提出できません。

(3) 提出先

教務課総合文化大学院係（アドミニストレーション棟 1 階 5 番窓口）

#### 6. 選考及び結果の通知

給付対象者の選考は、東京大学国際委員会研究者・学生交流及び大学連合専門委員会において書類審査のうえ、委員長が決定する。

選考の結果は、11月上旬に、申請者あて通知する。

#### 7. 計画の変更・中止

申請した研究発表・フィールドワーク等を変更又は取り止める場合は、選考中あるいは給付決定後を問わず、速やかに委員長に報告し、その指示を受けること。

#### 8. 報告書の提出

学術奨励費の給付を受けた者は、帰国後1ヵ月以内に、速やかに委員長に報告書を提出すること。